

(写)
31 西監第 187 号
令和 2 年 3 月 31 日

西 東 京 市 議 会 議 長 田 中 の り あ き 殿
西 東 京 市 長 丸 山 浩 一 殿
西 東 京 市 教 育 委 員 会 教 育 長 木 村 俊 二 殿

西 東 京 市 監 査 委 員 櫻 井 勉

西 東 京 市 監 査 委 員 橋 本 勇

西 東 京 市 監 査 委 員 小 幡 勝 己

令和元年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により、通知願います。

定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

企画部 企画政策課
教育部 図書館

第3 監査委員の除斥

本監査においては、監査委員である櫻井勉委員について、同法第199条の2の規定により、除斥して実施した。

第4 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの各課における財務に関する事務及びその他の事務の執行（国・都支出金等の歳入及び補助金等の歳出に関しては、平成30年度執行分を含む。）

第5 監査の期間

令和元年10月4日から令和2年3月30日まで

第6 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成27年8月27日施行）に準拠

第7 監査の実施内容

各課の事務事業が法令等に従い、適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第8 監査の日程及び実施場所

- 1 実 査 令和元年12月9日、11日
実施場所：各課執務室等
- 2 説明聴取 令和元年12月26日 実施場所：監査委員室
- 3 講 評 令和2年2月20日 実施場所：監査委員室

第9 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ適正に行われているか。
- 2 収入、支出事務は、その根拠となる法令等に従って適正に、かつ、数値等に誤りがなく正確に執行されているか。
- 3 契約に関する事務手続は法令等の規定に沿って適正に行われているか。
- 4 現金、郵券の受払い、管理は適切に行われているか。
- 5 財産（施設、備品等）は適切に管理、使用されているか。
- 6 関係諸帳簿の整備記録、証拠書類等の整理、保管は適切に行われているか。

7 事務処理で法令等に違反するものはないか。

第10 監査の結果

財務に関する事務及びその他の事務の執行について、抽出の方法により監査を実施したところ、いずれの監査対象ともおおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、一部に改善を要する事項が見受けられたので、後述する。なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

1 個別的指摘事項

(1) 企画部 企画政策課

ア 主管課契約に関する事務について、契約期間の設定が適切でないもの、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているもの、書面による契約手続の前に業務が行われているものが見受けられた。

また、実施起案等の書類の記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

(2) 教育部 図書館

ア 主管課契約に関する事務について、競争見積合わせが可能であるにもかかわらず特命随意契約を行っているもの、書面による契約手続の前に業務が行われているものが見受けられた。

また、業者指定理由について、契約の性質又は目的が競争入札に適しないものを理由としているが、記載された内容はそれを説明する内容とはなっていないものなどが見受けられた。

契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。

イ 記録媒体の取扱いについて、西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順（以下「手順」という。）では、データ移動のために使用する記録媒体は、使用後に記録媒体内のデータを消去し、未使用時には記録媒体内にデータがないようにすることを定めているが、USBメモリ及びSDカードの一部にデータが消去されていないものが見受けられた。

その他、現在使用していない記録媒体が見受けられたが、今後、使用見込みがない記録媒体は速やかに廃棄を行うなど、手順にのっとり適正な管理・運用を行うべきである。

なお、同手順では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、ネットワーク統括管理者及び情報システム管理者の許可を得、接続が許可された記録媒体については、管理台帳による記録・管理を行うことを定めているが、ハンディキャップサービスの音訳資料として使用する予定のCD-R・RWは、台帳を作成することなく保管されていた。

現在、貸出しを前提として使用するCD-R・RWについては、同手順を遵守する必要があるが、図書館で定める基準も含めた適用関係について、関係各課と調整し、今後の対応を検討されたい。

2 意見要望事項

今回の監査では、「個別的指摘事項」でも述べたとおり、契約事務、記録媒体の取扱い等について、不適正な事務処理が見受けられた。

これまでの指摘に対して、市では、事務処理等改善検討委員会による全庁的な事務改善、事務処理マニュアルの整備、庁内掲示板等による周知徹底、研修等の取組など、様々な対策を講じて適正な事務処理に努めてきた。これらの努力に対しては、一定の評価をしているところである。

しかしながら、今回の監査でも事務手続上の誤りが数多く見られた。とりわけ契約事務については、指摘を繰り返してきたところであるが、様々な対策の効果が事務を行う個々の担当職員にまで浸透しているとはいえない状況である。事務を処理するに当たっては、職員一人一人が、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないことを改めて認識する必要がある。

これまでの対策が功を奏してきたことを否定するものではないが、契約事務に係る誤りの根本的な原因を改めて究明し、その原因を除去し得る有効な対策を講じるとともに、全庁で課題と対応策を共有し、継続して改善していく仕組みの構築を望むものである。

監査対象課の概要

【企画部企画政策課】

○分掌事務（平成31年4月1日現在）

- 企画政策担当
- (1) 市の基本的施策の企画及び調査研究に関すること。
 - (2) 市の施策及び事務事業の総合調整に関すること。
 - (3) 総合計画に関すること。
 - (4) 市の廃置分合に関すること。
 - (5) 庁議等に関すること。
 - (6) 市の組織及び職員の定数に関すること。
 - (7) 職務権限及び事務分掌に関すること。
 - (8) 行財政改革の推進に関すること。
 - (9) 行政評価制度に関すること。
 - (10) 人口推計に関すること。
 - (11) 特命事項の調査研究及び推進に関すること。
 - (12) 広域行政に関すること。
 - (13) 多摩六都科学館組合に関すること。
 - (14) 市民参加に関すること。
 - (15) 出前講座に関すること。
 - (16) 総合教育会議に関すること。
 - (17) 部内の連絡調整及び課内の庶務に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成31年4月1日現在）

（単位：人）

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
1	1			1				4	1	4					12

(2) 平成30年度決算の状況

（事業別）

（単位：円）

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳				一般財源
				特定財源				
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
【企画費】								
01 企画調整事務費	107,907,000	107,903,166	3,834		3,167,000			104,736,166
02 行政管理関係事務費	1,003,000	792,059	210,941					792,059
03 いこいーな活動費	912,000	615,696	296,304				615,000	696
04 まちづくり整備基金積立金	1,228,556,000	1,228,547,100	8,900				2,250,000	1,226,297,100
05 振興基金積立金	113,000	111,642	1,358				10,000	101,642
06 庁舎整備基金積立金	209,781,000	209,761,800	19,200				18,000	209,743,800
07 総合計画基本計画策定事務費	12,272,000	11,950,683	321,317					11,950,683
合計	1,560,544,000	1,559,682,146	861,854	0	3,167,000	0	2,893,000	1,553,622,146

(市民1人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民1人当たり決算額 ※3
決算額		1,559,682,146	85,782,952	1,645,465,098	8,097
内訳	特定財源	6,060,000	0	6,060,000	30
	一般財源	1,553,622,146	85,782,952	1,639,405,098	8,067

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民1人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(平成31年3月末日現在の住民基本台帳人口：203,222人)

【教育部図書館】

○分掌事務（平成 31 年 4 月 1 日現在）

- 庶務係
- (1) 公印の保管及び使用に関すること。
 - (2) 文書の收受、発送、保管に関すること。
 - (3) 予算の執行、調整及び経理に関すること。
 - (4) 施設備品の管理に関すること。
 - (5) 協議会に関すること。
 - (6) 図書館統計に関すること。
 - (7) 図書館の運営企画及び調査に関すること。
 - (8) その他図書館の目的達成のために必要な事業に関すること。
 - (9) 図書館に属する教育財産に係る台帳の整備及び保管に関すること。
 - (10) その他庶務に関すること。
- 奉仕係
- (1) 図書館資料の選択、収集、整理、保管及び除籍に関すること。
 - (2) 図書館資料の貸出しに関すること。
 - (3) 読書相談及びレファレンスに関すること。
 - (4) 集会活動に関すること。
 - (5) 読書資料に関すること。
 - (6) 他の図書館、学校、公民館、博物館、研究所等との連携に関すること。
 - (7) 広報・広聴及び出版活動に関すること。
 - (8) 図書館利用者に関すること。
 - (9) 図書館資料の分類及び蔵書目録の電子記録に関すること。
 - (10) 図書館利用に障害のある者のための資料に関すること。
 - (11) 地域資料及び行政資料に関すること。

(1) 職員の配置状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

(単位：人)

部長	参与	副参与	課長	主幹	課長補佐	副主幹	係長	主査	主任	主事	統括技能長	技能長	技能主任	技能主事	合計
			1		1		7	2	9	11					31

※係長のうち 1 人、主任のうち 4 人は、再任用職員である。

※上記のほか、嘱託員として、図書館嘱託員 49 人が配置されている。

(2) 平成 30 年度決算の状況

(事業別)

(単位：円)

事業名	予算現額	決算額	不用額	決算額の財源内訳					
				特定財源				一般財源	
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他		
【図書館費】									
02	図書館協議会費	534,000	462,120	71,880				462,120	
03	図書館運営管理費	190,655,000	187,078,086	3,576,914			5,526,000	181,552,086	
04	図書館維持管理費	47,637,000	46,184,832	1,452,168				46,184,832	
05	絵本と子育て事業費	1,573,000	1,532,904	40,096				1,532,904	
06	図書館システム事業費	37,925,000	37,863,044	61,956				37,863,044	
07	地域・行政資料室運営管理費	8,874,000	8,858,485	15,515				8,858,485	
08	子ども読書活動推進計画事業費	110,000	108,897	1,103				108,897	
09	図書館計画策定事業費	398,000	386,396	11,604				386,396	
合計		287,706,000	282,474,764	5,231,236	0	0	0	5,526,000	276,948,764

(市民 1 人当たり決算額) ※1

(単位：円)

		事業費	人件費 ※2	合計	市民 1 人当たり決算額 ※3
決算額		282,474,764	205,281,820	487,756,584	2,400
内訳	特定財源	5,526,000	0	5,526,000	27
	一般財源	276,948,764	205,281,820	482,230,584	2,373

注 ※1 監査対象課から提出された資料を基に、決算額に対する市民 1 人当たりの額を参考までに算出した。

※2 人件費は、職員（嘱託員は含まない。）に支払われた給料、職員手当等、共済費の総額である。

※3 数字の単位未満は原則として四捨五入しているため、決算額は内訳の計と一致しない場合がある。

(平成 31 年 3 月末日現在の住民基本台帳人口：203,222 人)